

令和6年度 集団指導 <地域密着型サービス 2>

1. 介護保険施設等に対する指導及び監査
2. 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
3. 運営指導における主な指摘事項
4. 令和6年度の指導事項

酒田市高齢者支援課介護給付係

1.介護保険施設等に対する指導及び監査

◆指導

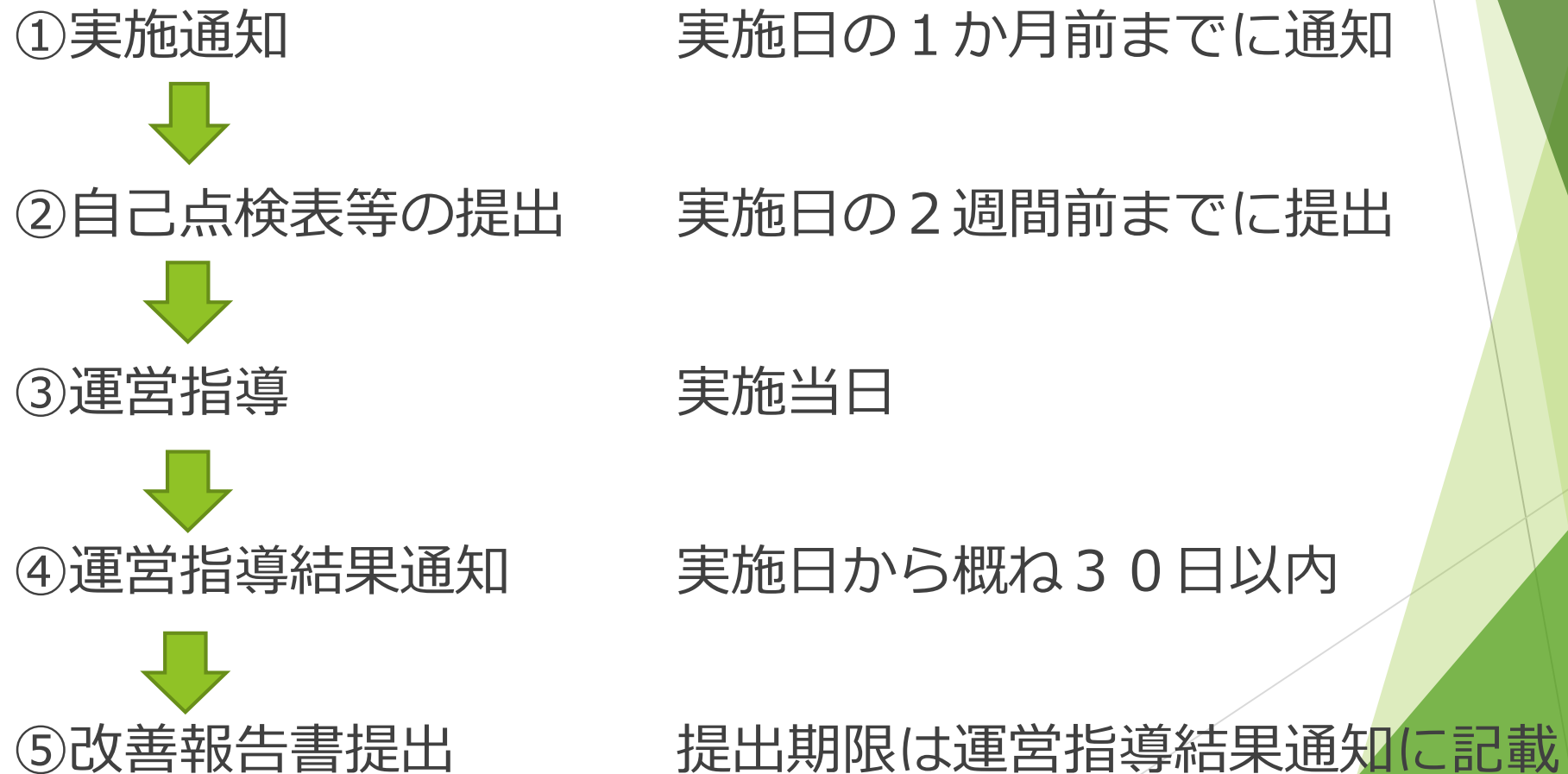
条例等その他の基準に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等について周知徹底を図ることを目的に、集団での指導（集団指導）及び実地での指導（運営指導）を行います。

ねらい ⇒ 情報の伝達・共有
不正・過失行為の未然防止
サービスの質の向上
より良いケアの実現

◆監査

通報、苦情、相談、国保連・地域包括支援センター等からの各種情報により指定基準違反や不正請求などが認められる場合（若しくは疑いがある場合）に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に行います。

2.運営指導 ～実施通知から改善報告提出まで～



3. 運営指導における主な指導事項

介護保険施設等の指導監督について「老初0331第6号令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知」及び「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、指導を行います。各事業所においては、自己点検シートを活用してください。また運営指導については、主に確認項目及び確認文書に基づき実施しますので、事前に確認と整理をお願いします。その他今後義務化される基準の進捗状況等について聞き取りを行います。

【訪問系】

※以下に掲載する指摘事項は、本市及び他市町においても事例の多い事項になります。

	指摘事項	改善方法
1	計画に位置付けられていないサービスの提供を行っている。	サービスの提供は、訪問介護計画に位置付けた上で行ってください。また、利用者にとって必要性のあるサービスについてケアプランに位置付けがない場合はケアマネジャーへ報告し、ケアプランの見直しやサービス内容を追加するなど連携を図ってください。
2	担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程を明らかにしていない。	訪問介護計画の作成に当たっては、担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程等を明確にしてください。

3. 運営指導における主な指導事項

【訪問系】

	指摘事項
3	主治医へ計画書を提出したことを確認できない。
4	サービス提供を行う期間の記載がない。
5	合鍵の管理方法や、紛失した場合の対処方法等を記載した文書を、利用者に交付していない。



改善方法
計画書を主治医へ提出したことについて、客観的に確認できるよう、記録等に残してください。
計画書には、目標や具体的内容の他、サービスの提供を行う期間についても記載してください。
・誰が、いつ、どういった理由で、誰の合鍵を持ち出すのかを明確にし、利用者に安心感を与えるよう体制整備を行ってください。 ・事業所としての管理方法や紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付し、説明してください。

3.運営指導における主な指導事項

【通所系】

	指摘事項
6	・勤務表に、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にしていない。 ・月ごとの勤務表を作成していない。 ・事業所ごとの勤務表を作成していない。
7	従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。



改善方法
勤務表は、事業所ごとに、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、人員基準上必要とされる従業者の配置、兼務状況等を明確にしてください。
研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を年間研修計画を作成し、計画的に確保してください。

3.運営指導における主な指導事項

【通所系】

	指摘事項
8	サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ同意を得ていない。
9	個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置していない日に算定している。



改善方法
文書により、利用者及び家族それぞれから同意を得てください。サービス提供開始時まで に得ておくことで構いません。
理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが、当該加算の算定対象となります。配置していない日は加算の請求はできませんので、介護報酬請求の際にはご確認ください。

3.運営指導における主な指導事項

【通所系】

	指摘事項
10	居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していない。
11	・生活相談員がサービスを提供している時間帯にいない日がある。 ・介護職員の員数が必要数確保されていない日がある。 ・機能訓練指導員を置いていない。



改善方法
ケアプランに位置付けのないサービスを提供している事例が見受けられます。ケアマネジャーと連携を図り、必要性を確認したうえで、ケアプラン及び個別サービス計画へ位置付け、その計画に沿ったサービスを提供してください。 事業所に置くべき、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数を配置してください。 ※従業者の日々の配置状況に、不足がないか確認をお願いします。人員基準欠如減算に該当する場合がありますので、ご注意ください。

3. 運営指導における主な指導事項

【通所系】

	指摘事項
12	個別サービス計画を作成していない（作成していない期間がある）。
13	サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、必要な事項（サービス提供時間）を記録していない。



改善方法
管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別サービス計画を作成してください。ケアプランの更新・変更時、介護認定の区分変更時などに個別サービス計画の未作成が見受けられます。また、ケアマネジャーと連携し、ケアプランや事業所のアセスメントに基づいて、サービスや期間の切れ目がないように個別サービス計画を作成してください。 サービスを提供した際は、個別サービス計画に基づき提供した具体的なサービス内容及び利用者の心身の状況等を記録し、ケアマネジャーや家族等との情報共有や評価につながる内容を残してください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
14	・変更の届出がされていない。 ・介護支援専門員、計画作成担当者等の変更・平面図が実態と異なっている。
15	・運営推進会議を概ね2月に1回以上開催していない。 ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。



改善方法
介護支援専門員、計画作成担当者、平面図の変更のほか、事業所の名称及び所在地、管理者、運営規程、役員等に変更があった場合も届出が必要になります。変更があった場合は、市高齢者支援課へ変更後10日以内に、変更届を提出してください。
概ね2月に1回以上開催してください。 (R3年4月の改定で、テレビ電話装置等を活用しての実施も可能となりました。利用者が参加する場合は同意が必要です。なお、個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会や厚労省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等を遵守してください。)

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
16	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、市へ報告していない。
17	計画の同意欄が利用者本人ではない。



改善方法
サービス提供の際に事故が発生した場合は、市へ事故報告書を提出してください。サービス提供中に事故が発生し、医療機関を受診している場合に報告されていないものが見受けられます。
基準省令上、「利用者又はその家族に対して説明し、 <u>利用者の同意を得なければならない</u> 」とされていることから、利用者氏名で同意を得る必要があります。代理による場合は代理人氏名を残してください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
18	アセスメント、モニタリングに当たって、入所者に面接して行ったことを確認できない。
19	計画を作成していない（期間がある）。



改善方法
アセスメント、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族に面接して行ってください。また、その内容を客観的に把握できるよう記録に残してください。
利用者の希望及び入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づいて、サービスや期間の切れ目がないように施設サービス計画を作成してください。 ※区分変更の申請を行った場合は、区分変更申請日からの暫定施設サービス計画を作成してください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
20	・計画の内容について、利用者や家族へ説明し、同意を得、交付していない（交付したことを確認できない）。 ・利用者等への説明・同意・交付がサービス提供日より遅れている。
21	サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容、利用者(入所者)の心身の状況を記録していない。



改善方法
施設サービス計画原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書にて入所者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。 また、施設サービス計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。
サービスを提供した際には、計画に基づき提供した具体的なサービスの内容（例えば、軟膏塗布、服薬介助、機能訓練、看護師による医療処置など）利用者（入所者）の心身の状況その他必要な事項を記録し、従業者間や家族等との情報共有や評価につながる内容を残してください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
22	計画に具体的なサービスの内容を記載していない。
23	認知症対応型共同生活介護計画の作成において、他の介護従業者と協議したことを確認できない。



改善方法
計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。
計画作成担当者は他の従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう記録等に残してください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
24	口腔衛生管理体制加算について ・利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成していない。 ・技術的助言・指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行われたことを記録で確認できない。
25	生活機能向上連携加算について ・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画に、3月を目途とする達成目標、その目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標がない。 ・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同計画に、各月の目標がない。



改善方法
事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成してください。 また、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言・指導や、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言・指導が行われた時間帯を記録しておくことも必要です。
生活機能アセスメントの結果に基づき、3月を目途とする達成目標、その目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標、目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容を記載してください。 利用者本人が、日々の暮らしの中で介助等を必要とする行為について、可能な限り自立して行うことができるよう具体的目標を定めてください。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系】

	指摘事項
26	アセスメント、モニタリングに当たって、利用者の居宅を訪問し、面接して行っていない(行ったことを確認できない期間がある)。
27	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、必要な理由を記載していない。また、必要性についての検証を行っていない。



改善方法
アセスメント、モニタリングに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ってください。また、その内容を客観的に確認できるよう記録等に残してください。
居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、担当者から専門的な意見を求め検証を行ったことを記録に残してください。また、新規で福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合も同様です。

3.運営指導における主な指導事項

【施設系・小規模系サービス】

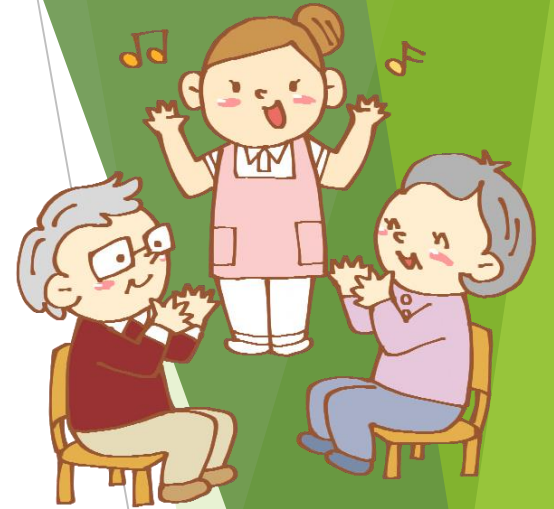
	指摘事項
28	計画に具体的なサービスの内容を記載していない。
29	長期宿泊をすることがあらかじめ分かっていた利用者に対し、福祉用具貸与費が算定されていた。



改善方法
介護支援専門員は、計画の作成にあたり「～したいの実現」を少しでもかなえられるよう、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載してください。 また、小規模他機能型居宅介護サービスについては、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、通い・訪問・宿泊サービスを随時適切に組み合わせた介護を行ってください。 小規模多機能型居宅介護の長期宿泊利用者（暦月で1月以上連続して宿泊利用する方）の福祉用具貸与費の算定については、基本的に福祉用具貸与品の利用は居宅において利用するものであり、あらかじめ1月すべて居宅不在になることが分かっている場合は、プランに組み込むことは不適切であると考えます。

4. 令和6年度の指導事項

(1) 介護サービスの実施状況



①サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

- ・ 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ・ 計画に沿ったサービスが提供されているか。

②生活実態の把握

③居宅サービス計画書交付書兼受領書は、居宅サービス計画書を交付、受領したことを確認するためのものとして有効な書類ですが、法令上、使用が定められたものではないことから、事務の簡略化の観点からも、事業所の判断において、使用しないこととして問題ありません。交付と受領の事実及び手段に関する内容を記録し、確認できるようにしてください。

4. 令和6年度の指導事項

(2) 最低基準等運営体制

- ①人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ②勤務表等により勤務体制が確保されているか。
- ③定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。
- ④「高齢者虐待防止」への取組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ⑤「身体拘束廃止」への取組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。
- ⑥ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及訓練の実施、業務継続への取組（計画策定、研修、訓練）、従業員への周知）は適切に行われているか。
- ⑦リスクマネジメント（感染症対策（委員会の開催、指針の整備）、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑧介護に直接携わる職員のうち、雨量・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための措置がとられているか。



4. 令和6年度の指導事項

(3) 報酬請求

- ①不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。



4. 令和6年度の指導事項

（4）業務管理体制について

自主的な法令遵守の体制を確保し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法第115条の32において業務管理体制を整備することが定められています。

また、地域密着型（介護予防）サービスの指定のみを受けている事業者で、同一市町村内にのみ事業所が所在している事業者については、市町村長へ整備に関する事項を届け出る必要があります。

酒田市では届出を行っている事業者の運営指導の際に業務管理体制についても点検を行います。